

附属書八（第八章関係） 第九十条1に規定する措置に関する留保

（第一編 インドの表は省略）

第二編 日本国の表

1 日本国の表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関し日本国が付する留保について、第九十条1の規定に従って記載するものである。

- (a) 第八十五条
- (b) 第八十六条
- (c) 第八十九条

2 留保には、次の事項を記載する。

- (a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
- (b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内又は国際産業分類の下で行われるものを透明性の目的のためにのみ示す。

(d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。

(e) 政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。

(f) 措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正され、継続され、又は更新されている措置を意味し、また、(ii)措置の権限に基づき及び措置に合致して採用され、又は維持される全ての従属する措置を含む。

(g) 概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。

3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。留保は、当該留保が付される第八章の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」は、その他の全ての事項に優先する。

4 この編の規定の適用上、「J S I C」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

分野	農林水産業（植物育成者権）
小分野	
産業分類	J S I C 〇一一九 その他の耕種農業 J S I C 〇二四三 山林種苗木生産サービス業 J S I C 〇四一三 藻類養殖業 J S I C 〇四一五 種苗養殖業
留保の種類	内国民待遇（第八十五条） 最恵国待遇（第八十六条）
政府の段階	中央政府
措置	種苗法（平成十年法律第八十三号）第十条
概要	<p>日本国内に住所及び居所（法人にあつては、営業所）を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することができない。</p> <p>(a) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の当事国である場合</p> <p>(b) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この附属書において「千九百七十八年のUPOV条約」という。）の当事国である場合又は千九百七十八年のUP</p>

三	二	
分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	
熱供給業 J S I C 三五一一 熱供給業	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条 預金保険制度は、外国銀行支店が受け入れる預金については、対象としない。 中央政府 内国民待遇（第八十五条） J S I C 六三一 中小企業等金融業 J S I C 六二二 銀行（中央銀行を除く。） 銀行業 金融業	O V 条約第三十四条(2)の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年の U P O V 条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合 (c) その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護（その国の国民が日本国の植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することを日本国が認めることを条件に日本国の国民に対し認める保護を含む。）を認め、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合

四	
<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要</p>	<p>留保の種類 政府の段階 措置 概要</p>
<p>情報通信業 電気通信業 J S I C 三七〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 三七一一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七三一 電気通信に附帯するサービス業 内国民待遇（第八十五条） 特定措置の履行要求の禁止（第八十九条） 中央政府 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条 1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a) 日本国の国籍を有しない者</p>	<p>内国民待遇（第八十五条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>

	五
	分野 小分野 産業分類
(b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体 2 日本国の国籍を有しない者は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。	情報通信業 電気通信業及びインターネット付随サービス業 J S I C 三七一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七二 長距離電気通信業 J S I C 三七九 その他の固定電気通信業 J S I C 三七二 移動電気通信業 J S I C 四〇一 インターネット付随サービス業 注 J S I C 三七一、三七二、三七九、三七二又は四〇一の下での活動のうち留保の対象となる活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の規定に基づく登録が求められるものに限られる。 内国民待遇（第八十五条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット
概要 留保の種類 政府の段階 措置	

七	六	
分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	
製造業 皮革及び皮革製品製造業 J S I C 一一八九 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業 J S I C 一六九四 ゼラチン・接着剤製造業 J S I C 一九二 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 J S I C 二〇一一 なめし革製造業	製造業 医薬品製造業 J S I C 一六五三 生物学的製剤製造業 内国民待遇（第八十五条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。	付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

	<p>留保の種類 政府の段階 措置 概要</p>
	<p>J S I C 二〇二一 工業用革製品製造業（手袋を除く。） J S I C 二〇三一 革製履物用材料・同附属品製造業 J S I C 二〇四一 革製履物製造業 J S I C 二〇五一 革製手袋製造業 J S I C 二〇六一 かばん製造業 J S I C 二〇七 袋物製造業 J S I C 二〇八一 毛皮製造業 J S I C 二〇九九 その他のなめし革製品製造業 J S I C 三二五三 運動用具製造業</p> <p>注1 J S I C 一一八九又は三二五三の下での活動のうち留保の対象となる活動は、皮革及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。 注2 J S I C 一六九四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。</p> <p>内国民待遇（第八十五条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>

十	九	八
分野	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要
石油業	鉱業 J S I C ○五 鉱業、採石業、砂利採取業 内国民待遇（第八十五条） 中央政府 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章 日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。	船舶の国籍に関する事項 内国民待遇（第八十五条） 特定措置の履行要求の禁止（第八十九条） 中央政府 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条 日本国の船舶は、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。

小分野 産業分類	留保の種類 政府の段階 措置
J S I C 〇五三 原油・天然ガス鉱業	
J S I C 一七一 石油精製業	
J S I C 一七二 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）	
J S I C 一七四 舗装材料製造業	
J S I C 一七九 その他の石油製品・石炭製品製造業	
J S I C 四七一 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）	
J S I C 四七二 冷蔵倉庫業	
J S I C 五三三 石油卸売業	
J S I C 六〇五 ガソリンスタンド	
J S I C 六〇五二 燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）	
J S I C 九二九 他に分類されないその他の事業サービス業	
<p>注1 J S I C 一七四、一七九、四七一、四七二又は六〇五二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。</p>	
<p>注2 J S I C 九二九の下での活動のうち留保の対象となる活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。</p>	
内国民待遇（第八十五条）	
中央政府	
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条	
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条	

	<p>概要</p>
<p>十一</p>	<p>分野</p>
<p>概要</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もつとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。</p>	<p>農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書九の日本国の表の七の項で規定されているものを除く。）</p> <p>J S I C 〇一 農業</p> <p>J S I C 〇二 林業</p> <p>J S I C 〇三 漁業（水産養殖業を除く。）</p> <p>J S I C 〇四 水産養殖業</p> <p>J S I C 六三二四 農業協同組合</p> <p>J S I C 六三二五 漁業協同組合、水産加工業協同組合</p> <p>J S I C 八七一 農林水産業協同組合（他に分類されないもの）</p> <p>内国民待遇（第八十五条）</p> <p>中央政府</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサービ</p>
<p>小分野</p>	
<p>産業分類</p>	
<p>留保の種類</p>	
<p>政府の段階</p>	
<p>措置</p>	
<p>概要</p>	

十三	十二	
分野 小分野 産業分類 留保の種類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	
運輸業 航空運輸業 J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 四六一一 航空運送業 内国民待遇（第八十五条） 最恵国待遇（第八十六条） 特定措置の履行要求の禁止（第八十九条）	警備業 J S I C 九二三一 警備業 内国民待遇（第八十五条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	ス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書九の日本国の表の七の項で規定されているものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

政府の段階	措置	概要
中央政府	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章	<ol style="list-style-type: none"> 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 <ol style="list-style-type: none"> (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 <p>航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体になったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 日本国の航空運送事業者又はこれらの航空運送事業者を実質的に支配する会社（その持株会社を含む。）は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であつて当該航空運送事業者又は当該会社の株式を所有するものからその氏名及び住所を株式名簿に記載することの請求を受けた場合に

十四	<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>留保の種類</p> <p>政府の段階</p> <p>措置</p> <p>概要</p>	<p>運輸業</p> <p>航空運輸業</p> <p>J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等</p> <p>J S I C 四六二一 航空機使用業（航空運送業を除く。）</p> <p>内国民待遇（第八十五条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第八十九条）</p> <p>中央政府</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章</p> <p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用業への投資を行お</p>	<p>において、その請求に応ずることにより2(d)に規定する自然人又は団体になることとなるときは、当該請求を拒むことができる。</p> <p>4 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならぬ。</p> <p>5 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>6 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならず、また、日本国内の各地間において有償で旅客又は貨物の運送の用に供してはならない。</p>
----	--	---	---

十五	
分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階	
運輸業 航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録） 内国民待遇（第八十五条） 特定措置の履行要求の禁止（第八十九条） 中央政府	<p>うとする外国投資家について適用する。</p> <p>2 航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人</p> <p>航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体になったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p> <p>3 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p>

十六	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置	運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。） 内国民待遇（第八十五条） 最恵国待遇（第八十六条） 特定措置の履行要求の禁止（第八十九条） 中央政府 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）
	措置 概要	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章 1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。

十七	<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>留保の種類</p> <p>政府の段階</p> <p>措置</p>	<p>概要</p> <p>次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは法人、役員のおおむねの三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人</p> <p>運輸業</p> <p>貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。）</p> <p>J S I C 四四四一 集配利用運送業</p> <p>J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。）</p> <p>内国民待遇（第八十五条）</p> <p>最恵国待遇（第八十六条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第八十九条）</p> <p>中央政府</p> <p>貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで</p> <p>貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）</p>
----	--	--

十八	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置	運輸業 鉄道業 J S I C 四二 鉄道業 J S I C 四八五一 鉄道施設提供業 内国民待遇（第八十五条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条	概要 1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2 1 (a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。
----	---	--	--

二十		
分野 小分野	<p>十九</p> <p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要</p>	概要
運輸業 水運業	<p>運輸業 道路旅客運送業 J S I C 四三一 一般乗合旅客自動車運送業 内国民待遇（第八十五条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づき事前届出は必要とされない。</p>	<p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。</p>

<p style="text-align: center;">二十一</p>	<p>産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要</p>	<p>運輸業 水運業</p> <p>内国民待遇（第八十五条） 最恵国待遇（第八十六条） 中央政府 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国の</p>
	<p>産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要</p>	<p>J S I C 四五二 沿海海運業 J S I C 四五三 内陸水運業 J S I C 四五四二 内航船舶貸渡業 内国民待遇（第八十五条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする 外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日 本国内港間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業 （内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。</p>

	二十二
	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要
船籍を有しない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内港間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。	上水道業 J S I C 三六一一 上水道業 内国民待遇（第八十五条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。